

議案第123号

松阪市森林公園条例の一部改正について

松阪市森林公園条例（平成17年松阪市条例第330号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市森林公園条例の一部を改正する条例

松阪市森林公園条例（平成17年松阪市条例第330号）の一部を次のように改正する。

別表中「

キャンプ場 (1泊につき)	テント1張り ただし、持ち込みの場合	3,140円 1,570円
バンガロー (1泊につき)	1棟	11,440円
(1時間につき)	1棟 (1時間に満たないときは、1時間として計算する。)	1,050円

」を「

キャンプ場 (1泊につき)	テント1張り	5,000円
バンガロー (1泊につき)	1棟	20,000円
(1時間につき)	1棟 (1時間に満たないときは、1時間として計算する。)	1,800円

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。